

重要事項確認書

- 申請に必要な書類の提出がない場合は、認定できないことがあります。
- 認定の要件を満たさない場合、申請が却下となります。
- 虚偽の申請をした場合は、認定が取り消しとなり、入所決定の取り消し及び退所となります。また、無償化の対象外となり、利用料をお支払いいただくこととなります。
- 申請後、申請内容に変更がある場合は、必ず届出が必要となります。届出がなく、申請内容と状況が異なっていることが明らかになった場合、入所決定の取り消し及び退所となることがあります。また、無償化の対象外となり、利用料をお支払いいただくことがあります。
- 保育が必要なことを証明する書類に有効期間がある場合、期間終了後、速やかに期間更新後の書類を御提出ください。書類の提出がなく、保育の必要性が認められない場合は、認定が取り消しとなる場合があります。
- 認定終了月の25日までに、保育が必要なことを証明する書類の提出がなく、保育の必要性が認められない場合は、認定が取り消しとなり、認可保育施設が利用できなくなります。また、保育サービスが無償化の対象外となります。
- 求職活動を認定事由として認可保育施設を利用する場合は、利用期間は1世帯につき3か月となります。認定終了月の25日までに、就労証明書などの保育が必要なことを証明する書類の提出がなく、保育の必要性が認められない場合は、認定が取り消しとなり、認可保育施設が利用できなくなります。
- 求職活動事由により施設等利用給付認定を受けた場合、認定終了月の25日までに、就労証明書などの保育が必要なことを証明する書類の提出がなく、保育の必要性が認められない場合は、認定が取り消しとなり、保育サービスが無償化の対象外となります。
- 育児休業中の方の保育施設等の利用開始は、復職日の前1か月からとなります。育児休業を延長する場合や育児休業後に復職しない（退職する）場合は、保育施設等が利用できなくなります。また、無償化の対象外となります。

以上の重要事項について、確認・同意しました。

(署名欄)

令和 年 月 日

申請保護者氏名 _____ ㊟

(署名または記名押印してください)